

目論見書補完書面（公募投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面及び目論見書の内容をあらかじめよくお読みください。

当ファンドのお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

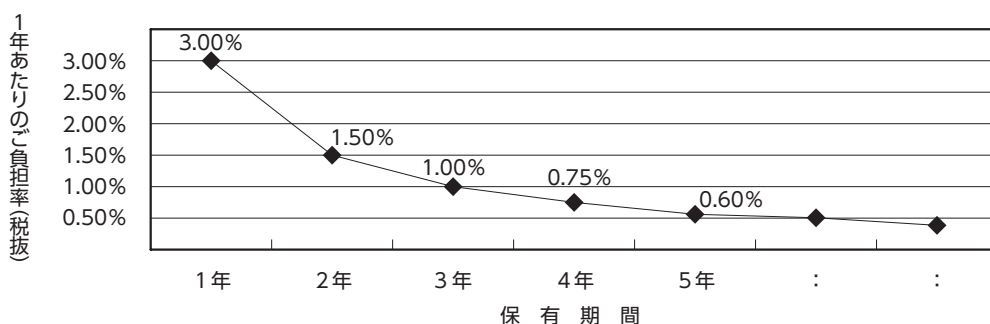
手数料など諸費用及びリスクについて

- 当ファンドの手数料^(注)など諸費用の詳細は目論見書をご覧ください。
- 購入時手数料は、目論見書に記載された上限料率を上限値としてご負担いただきます。
- なお、手数料など諸費用の合計額及び一部費用の詳細については、保有期間等に応じて異なりますので表示できません。
- 外貨建て外国投資信託の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した適用為替によるものとします。最新のスプレッドは当社HPをご覧ください。
- また、外貨建て外国投資信託へ投資する場合、為替の変動により損失が生じるおそれがあります。リスクの詳細は目論見書をご覧ください。

(注) 購入時手数料は、ご購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率*はしだいに減っていきます。

* 1年あたりのご負担率は、購入時手数料を保有期間に応じて1年あたりの料率に引き直したもので、「購入時手数料÷保有期間」で計算しています。

(例：購入時手数料が3.00%（税抜）の場合)



※投資信託によっては、ご解約時に解約手数料や信託財産留保額をご負担いただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。なお、当ファンドの残存期間については目論見書でご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合、購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。投資信託もしくはお取引形態等によっては、購入時手数料がかからない場合があります。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社はファンドの販売会社として、募集の取扱い及び換金の受付、分配金・償還金のお支払い（分配金再投資を含みます。）等、販売に関する事務等を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りが行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただけていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただけます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当ファンドのお取引に係るその他のご留意事項

- ・ ファンドによっては、1日当りのご購入・ご換金額が制限される場合があります。
- ・ ご換金により受益権の総口数等が一定水準を下回った場合には、早期償還される場合があります。
- ・ ファンド維持等を目的に、当社が自己で当ファンドを保有する場合があります。
- ・ 商品特性上の制約から、組入れ資産の発注が当社1社になる場合があります。

当社の概要（2022年5月31日現在）

当社の商号等： 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
金融商品取引業者
関東財務局長（金商）第2336号
本店所在地： 〒100-8127 東京都千代田区大手町一丁目9番2号
加入協会： 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関： 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金： 405億円
主な事業： 金融商品取引業
設立年月日： 2009年12月1日
連絡先： お取引のある部店までご連絡ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

お客さま相談室：03-6742-4900（受付時間 平日9:00～17:00）
※ お客さま相談室では、お手続き、ご注文、株価照会、商品内容の詳しいご説明、投資相談はお受けできませんのでご了承ください。

お問合せ窓口

お客さま相談室：0120-583-703（受付時間 平日9:00～17:00）

金融ADR制度のご案内

- 「金融ADR制度(金融分野における裁判外紛争解決制度)」とは、お客さまと金融機関との紛争について、裁判手続以外の方法で迅速な解決を目指す制度です。
- 裁判手続に比べ短時間・低コストで、中立・公正な専門家を擁する金融ADR機関(指定紛争解決機関)が、当事者間の話し合いによる解決に努めます。
- 当社における株式や投資信託等の取引に関する苦情・紛争の解決につきましては、金融商品取引法に基づく指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(略称:FINMAC(フィンマック))」をご利用いただくことができます。
- 裁判手続は事実関係の認定や判決等の内容に一定の強制力を有していますが、金融ADR制度は紛争当事者双方の話し合いにより解決を目指す制度のため、お客さまと金融機関の双方の歩み寄りが見られない場合には不調に終わる(和解できない)場合があります。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

住所:〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

電話番号:0120-64-5005(受付時間 平日:9:00~17:00)

※ FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

以上

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2022.8.31



国際のMRF (マネー・リザーブ・ファンド)

追加型投信 / 国内 / 債券 / MRF

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

| 商品分類 | | | | 属性区分 | | |
|---------|--------|-------------------|------|------------------------------|------|--------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 独立区分 | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 |
| 追加型 | 国内 | 債券 | MRF | 債券 (一般クレジット属性) (高格付債*) | 日々 | 日本 |

*高格付債:三菱UFJ国際投信株式会社の当ファンドにおける定義により、目論見書又は投資信託約款において、原則としてA格相当以上の債券を投資対象とする旨の記載のあるものをいいます。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「国際のMRF(マネー・リザーブ・ファンド)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年8月30日に関東財務局長に提出しており、2022年8月31日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号
設立年月日:1985年8月1日
資本金:20億円
運用投資信託財産の合計純資産総額:21兆3,552億円
(2022年6月30日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

ファンドの特色



国内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とし、安定した収益の確保をはかります。

- ◆元本の安定性に配慮した運用を行います。
- ◆信用力が高く、残存期間が短い国内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資します。
 - 主に、わが国の国債や政府保証債、適格有価証券、適格金融商品等に投資を行います。

| | |
|--------|--|
| 適格有価証券 | わが国の国債および政府保証債以外の有価証券のうち、1社以上の信用格付業者等から、以下の信用格付条件を1つ以上付与されているものをいいます。 ①A格相当以上の長期信用格付 ②A-2格相当以上の短期信用格付 ※信用格付がない場合、委託会社が上記①、②と同等の信用力を有すると判断したのも含まれます。 |
| 適格金融商品 | コール・ローン等の金融商品*1のうち、上記適格有価証券の規定に準ずる範囲のものをいいます。 *1 指定金銭信託および取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。 |

- 残存期間は、以下の範囲内とします。

| | |
|----------------|---------|
| ポートフォリオの平均残存期間 | 90日以内*2 |
| 組入有価証券等の残存期間 | 1年以内 |

*2 組入れ対象に変動利付債が含まれる場合は、加重平均満期方式(変動利付債の平均残存期間を受渡日から次回金利適用日の前日までとし、以降次回金利適用日まで日々日数を減じて算出。)にそって、60日を超えないものとします。

- ◆私募により発行された有価証券(短期社債等を除く)および取得時において償還金等が不確定な仕組債等*3への投資は行いません。

*3 償還金等が不確定な仕組債等とは、償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの等をいいます。

- ◆その他、当ファンドは、一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」を遵守し運用を行います。

※資金動向や市況動向等によっては、特色1のような運用ができない場合があります。

毎日決算を行い、運用収益は原則として全額分配します。

- ◆ 値動きのある有価証券に投資を行いますので、収益分配金は運用の実績により変動します。あらかじめ一定の成果をお約束するものではありません。
- ◆ 収益分配金は、税金を差引いた後、毎月の最終営業日に1ヵ月分まとめて自動的に無手数料で再投資されます。

購入・換金のお申込みは、原則としていつでもできます。

- ◆ 購入のお申込みは1円単位です。購入手数料はかかりません。
- ◆ 換金のお申込みは1口単位です。換金手数料はかかりません。

■ 主な投資制限

| | |
|---|--|
| ① 適格有価証券に該当しない有価証券への投資 | わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行いません。 |
| ② 適格金融商品に該当しない金融商品への投資 | 指定金銭信託および取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行いません。 |
| ③ 有価証券取得時における約定日から受渡日までの期間 | 有価証券を取得する際における約定日から当該取得に係る受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。 |
| ④ 同一法人等が発行した第一種適格有価証券*1等への投資 | 第一種適格有価証券、または適格金融商品のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等(同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金等を含む。下記⑤および⑥において同じ。)への投資は、これらの合計額が当ファンドの純資産総額の5%以下とします。 *1 第一種適格有価証券とは、適格有価証券のうち、2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付を受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断したものをいいます。 |
| ⑤ 第二種適格有価証券*2への投資および同一法人等が発行した第二種適格有価証券への投資 | 第二種適格有価証券および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資は、これらの合計額が当ファンドの純資産総額の5%以下とします。また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資は、これらの合計額が当ファンドの純資産総額の1%以下とします。 *2 第二種適格有価証券とは、適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のものをいいます。 |
| ⑥ 適格金融商品であるコール・ローンのうち取引期間が5営業日以内のものおよび同一法人が発行したコール・ローン等への投資 | 適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が5営業日以内のものによる運用については、上記④および⑤の規定を適用しません。同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび上記④または⑤の適用を受ける有価証券等への投資は、これらの合計額が当ファンドの純資産総額の25%以下とします。 |
| ⑦ 外貨建資産への投資 | その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの(為替リスクの生じないもの)に限ります。 |



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

金利変動 リスク

当ファンドの主要投資対象である公社債等の価格は、一般的に金利が上昇した場合には下落し、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

信用 リスク

投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

■ リスクの管理体制

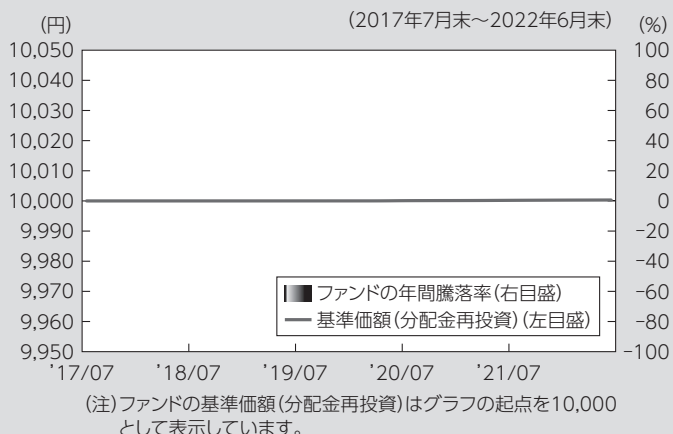
委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

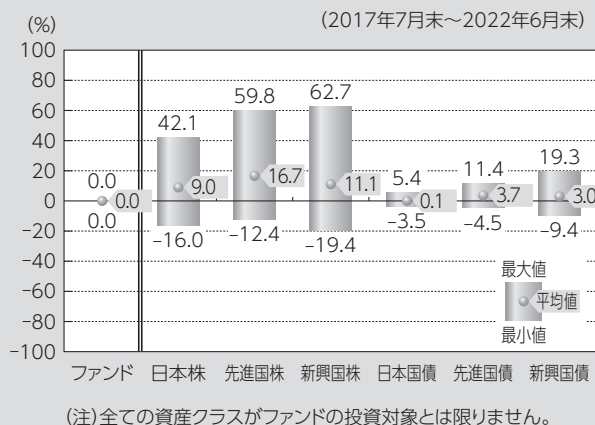
■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名 | 注記等 |
|-------|-------------------------------|--|
| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス (配当込み) | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債) | NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本) | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。 |

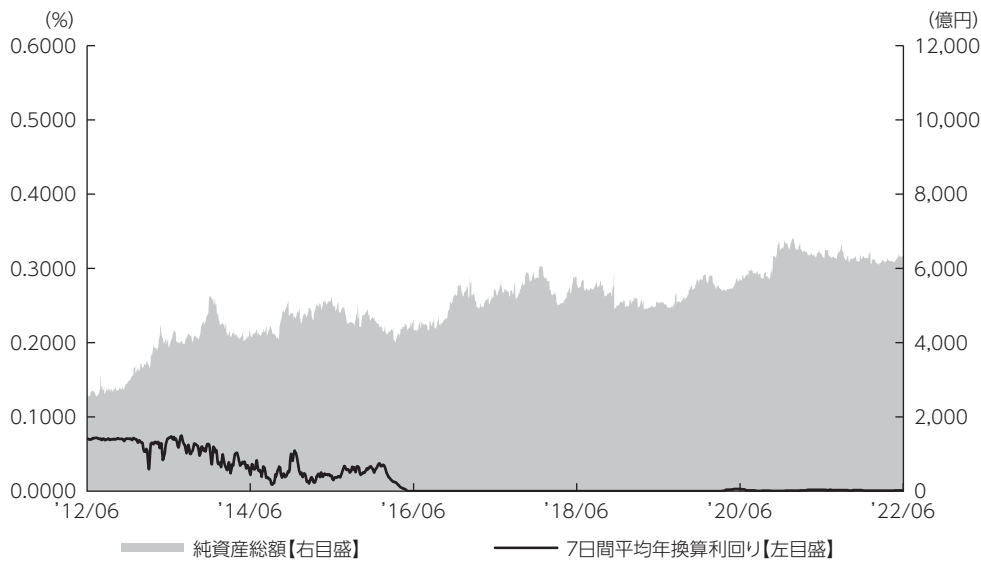
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



運用実績

2022年6月30日現在

7日間平均年換算利回り・純資産の推移 2012年6月29日～2022年6月30日



純資産

純資産総額 6,366億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

•7日間平均年換算利回りは7日間の分配金(税引前)の平均利回りを年率換算したものです。

主要な資産の状況

| 種別構成 | 比率 | 組入上位銘柄 | 種別 | 比率 |
|--------------------|--------|--------------------------|-------------|------|
| コマーシャル・ペーパー | 34.2% | 1 三菱UFJ信託銀行 220920 | コマーシャル・ペーパー | 3.0% |
| | | 2 NTTファイナンス 220701 | コマーシャル・ペーパー | 3.0% |
| | | 3 三菱UFJ証券ホールディングス 220926 | コマーシャル・ペーパー | 3.0% |
| | | 4 ソフトバンク 220930 | コマーシャル・ペーパー | 3.0% |
| | | 5 NTTTCリース 221223 | コマーシャル・ペーパー | 3.0% |
| | | 6 ENEOSHD 220728 | コマーシャル・ペーパー | 2.8% |
| | | 7 みずほ証券 221024 | コマーシャル・ペーパー | 2.8% |
| コールローン他 (負債控除後) | 65.8% | 8 日本証券金融 220812 | コマーシャル・ペーパー | 2.5% |
| 合計 | 100.0% | 9 三菱UFJモルガン・スタンレー 220825 | コマーシャル・ペーパー | 1.7% |
| | | 10 三菱HCキャピタル 221011 | コマーシャル・ペーパー | 1.1% |

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
 •コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

| | | | | | | | | | | | |
|---------|--------------------------|--|--|--|-----------------------|--|--|------------|------------|-----|--------------------------|
| 購入時 | 購入単位 | 1円単位 | | | | | | | | | |
| | 購入価額 | 購入日*の前日の基準価額 *購入日は、購入代金を受領し、購入手続きが完了した時間により異なります。 | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">購入代金を受領し、購入手続きが完了した時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>購入申込日の正午まで</td> <td>購入申込日の正午過ぎ</td> </tr> <tr> <td>購入日</td> <td>購入申込受付日の当日*¹</td> <td>購入申込受付日の翌営業日*²</td> </tr> </table> | | | 購入代金を受領し、購入手続きが完了した時間 | | | 購入申込日の正午まで | 購入申込日の正午過ぎ | 購入日 | 購入申込受付日の当日* ¹ |
| | | 購入代金を受領し、購入手続きが完了した時間 | | | | | | | | | |
| | 購入申込日の正午まで | 購入申込日の正午過ぎ | | | | | | | | | |
| 購入日 | 購入申込受付日の当日* ¹ | 購入申込受付日の翌営業日* ² | | | | | | | | | |
| 購入代金 | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。 | | | | | | | | | | |
| 購入の取扱い | 原則として、個人投資者の購入申込みに限定します。 | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---------------------|------|---|--------------------------------|
| 換金時 | 換金単位 | 1口単位 | |
| | 換金価額 | 換金の申込みを正午までに受付けた場合 | 換金申込受付日の前日の基準価額 |
| | | 換金の申込みを正午を過ぎて受付けた場合 | 換金申込受付日の翌営業日の前日の基準価額 |
| | 換金代金 | 換金の申込みを正午までに受付けた場合 | 原則として、換金申込受付日から、販売会社にてお支払いします。 |
| 換金の申込みを正午を過ぎて受付けた場合 | | 原則として、換金申込受付日の翌営業日から、販売会社にてお支払いします。 | |
| | | <p>※受益者に支払うべき収益分配金がある場合は、当該金額を含めた代金とします。</p> <p>※正午を過ぎての換金の申込みで、換金申込受付日当日に換金代金相当額の受取りをご希望の場合は、キャッシング(即日引出)が利用できる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。</p> | |

| | | |
|------------|-------------------|--|
| 申込について | 申込締切時間 | 販売会社が定める時間 販売会社にご確認ください。 |
| | 購入の申込期間 | 2022年8月31日から2023年8月30日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。 |
| | 購入制限 | 当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の購入のお申込みに制限を設ける場合があります。 |
| | 換金制限 | 当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。 |
| | 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 |

| | | |
|---------|---------|---|
| その他 | 信託期間 | 無期限(1998年4月3日設定) |
| | 繰上償還 | 以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・当ファンドの受益権の総口数が、20億口を下回ることとなった場合 ・当ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき |
| | 決算日 | 毎日 |
| | 収益分配 | 毎日の決算時に分配を行います。 収益分配金は、原則として、課税後、毎月の最終営業日に1ヵ月分をまとめて再投資されます。 |
| | 信託金の限度額 | 2兆円 |
| | 公告 | 原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/)に掲載します。 |
| | 運用報告書 | 投資信託及び投資法人に関する法律により、交付運用報告書および運用報告書(全体版)の作成・交付は行いません。運用内容については、販売会社または委託会社の照会先にてご確認ください。 |
| | 課税関係 | 課税上は、公社債投資信託として取扱われます。 原則として、マル優制度(少額貯蓄非課税制度)の適用が可能です。 |



手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 かかりません。

信託財産
留保額 ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

信託元本に対して、**年率1.02%以内**をかけた額
詳細および各支払先への配分は次の通りです。

①コール・レート*が0.4%以上の場合

各週の最初の営業日から翌週以降の最初の営業日の前日までの信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に応じた以下の率とします。

| 元本1万口当たりの 年換算収益分配率 | 信託報酬率 | | | |
|-----------------------|---------|---------|---------|---------|
| | 合計 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
| 9.5%以上 | 1.0200% | 0.2699% | 0.7334% | 0.0167% |
| 8.5%以上 9.5%未満 | 0.9200% | 0.2433% | 0.6600% | |
| 7.5%以上 8.5%未満 | 0.8200% | 0.2166% | 0.5867% | |
| 6.5%以上 7.5%未満 | 0.7200% | 0.1899% | 0.5134% | |
| 5.5%以上 6.5%未満 | 0.6200% | 0.1633% | 0.4400% | |
| 4.5%以上 5.5%未満 | 0.5200% | 0.1366% | 0.3667% | |
| 3.5%以上 4.5%未満 | 0.4200% | 0.1099% | 0.2934% | |
| 2.5%以上 3.5%未満 | 0.3200% | 0.0833% | 0.2200% | |
| 2.5%未満 | 0.2200% | 0.0566% | 0.1467% | |

②コール・レートが0.4%未満の場合

当該コール・レートに0.5をかけて得た率以内とします。

運用管理費用
(信託報酬)

| 信託報酬率 | | | |
|------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|
| 合計 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
| コール・レートに0.5を かけて得た率 | コール・レートに0.5をかけて 得た率に、25.73%をかけた率 | コール・レートに0.5をかけて 得た率に、66.68%をかけた率 | コール・レートに0.5をかけて 得た率に、7.59%をかけた率 |

*コール・レートとは、当ファンドの日々の基準価額算出に用いるコール・ローンのオーバーナイト物レートをいいます。

※①②において算出した信託報酬率が信託報酬控除前の運用収益率(元本1万口当たりの信託報酬控除前の純資産価額の元本1万円に対する収益率の年率をいいます。)を上回る場合、またはコール・ローンのオーバーナイト物において運用をしない場合の信託報酬率は、前日の信託報酬率を超えないものとし、かつ信託報酬控除前の運用収益率に0.5をかけて得た率以内の率(当該運用収益率がマイナスの場合は零(0)とします。)とします。

※販売会社の配分率には消費税および地方消費税相当額を含みます。

<各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容>

| | |
|------|--|
| 委託会社 | 当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
| 販売会社 | 顧客口座の管理、購入後の情報提供等 |
| 受託会社 | 当ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |

1万口当たりの信託報酬:元本1万口×信託報酬率×(保有日数/365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

その他の費用・
手数料

以下の費用・手数料についても当ファンドが負担します。

- ・監査法人に支払われる当ファンドの監査費用
- ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
- ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
- ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等

※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。



税金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の税率です。(非課税制度等をご利用の場合は、異なる場合があります。)

| 時期 | 項目 | 税金 |
|-----|-----------|----------------------------------|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 利子所得として課税 分配金に対して20.315% |
| 償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は、2022年6月末現在のものです。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。



目論見書を読み解くガイド

<https://www.am.mufg.jp/service/faqpoint/index.html>